

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年 1 月 22 日）	資金決済WG報告

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	以下の理由により、本告示案には賛成できない。 ・ 電子的な支払手段である前払式支払手段を用いることで寄附の「気軽さ」が増す可能性は理解できるが、近年募金が集まりにくくなっている主な理由は、現金を持ち歩かなくなったことではなく、寄附先団体に対する不信任、すなわち「本当に目的どおりに使われているのか」「不正利用されていないか」といった疑念が、寄附をためらわせる大きな要因になっているのではないかと。制度が解決しようとしている課題と、実際に寄附が集まらない要因との間にズレがあり、募金や寄附そのものに対する否定的な印象を改善することが必要である。 ・ さらに、現在は物価上昇や生活費の増加により、多くの人が寄附に回せるほどの経済的余裕を持っていない。そのような中で、決済手段の利便性を高めることのみをもって、寄附文化の活性化を図るのは、現実認識として十分ではないように思われる。 ・ また、前払式支払手段を利用することで、寄附金として収められる金額の一部が端末費用や契約費用、手数料として決済事業者側に配分される構造についても違和感がある。寄附金が第三者である決済事業者の利益に結びつく仕組みは、寄附の趣旨との関係で慎重に検討されるべきではないか。	本告示案の公表及び関連する前払式支払手段府令の改正は、資金決済WG報告において、「前払式支払手段を通じた寄附を可能にすることは、現金以外での寄附のニーズに応えるものであり、我が国における寄附文化の醸成にも寄与し、公益増進の観点から政策的意義が認められると考えられる。」とされたことを受けて行ったものです。 なお、前払式支払手段発行者等の決済事業者が受領する手数料の水準は、その支払いを受ける寄附金受領者と決済事業者の間の交渉を通じて決定されるべきものと考えます。
2	本告示案について、以下の理由から反対する。 ・ 第一に、本告示は「前払式支払手段による寄附の促進」を名目としつつ、実態としては未使用残高（いわゆる死蔵ポイント等）の処分先を制度的に確保するものであり、利用者の明確な意思表示を伴わない財産的価値の再配分を正当化する仕組みとなっている点に強い懸念を覚える。これは、過去に導入された休眠預金等活用制度と同様の構造を有しており、私有財産の扱いに関する重要な前例となり得る。	1 点目及び 3 点目について、ご意見のご趣旨は必ずしも明らかではありませんが、本告示案及び関連する前払式支払手段府令の規定は、利用者が寄附に使用することができる前払式支払手段を発行する者が講ずべき措置を規定したものであり、発行者が未使用残高を寄附に利用することを可能とするものではございません。

・ 第二に、寄附先として認められる団体を金融庁長官の指定に委ねる方式は、選定基準や手続の透明性に乏しく、行政裁量が過度に大きい。特定の団体のみを制度的に優遇することは、寄附の自由や市民社会の多様性を損なうおそれがあり、将来的に用途制限付き支払手段やデジタル通貨等へ同様の枠組みが拡張されることへの懸念も否定できない。 ・ 第三に、前払式支払手段の利用者に対して、当該残高が寄附に転用され得ることについての明確かつ能動的な同意（オプトイン）を求める仕組みが本告示案からは読み取れず、利用者保護の観点の不十分である。利便性や公益性を理由として、利用者の自己決定権が事実上制限されることには慎重であるべきである。 以上を踏まえ、本告示案については、少なくとも利用者の明示的同意を前提とする仕組みの検討、指定制度の透明化および必要性の再検証が行われない限り、拙速な指定は行うべきではないと考える。本告示は個別制度の是非にとどまらず、前払式支払手段に付随する財産的価値の最終処分権を誰が有するのかという、根本的な論点を含むものであることを指摘しておきたい。	ん。 ２点目について、本告示案の作成に当たっては、前払式支払手段による寄附金受領・支払のニーズを踏まえた上で適格寄附金受領者を適切に定める観点から、金融庁ホームページで事前に広く要望を募った上で、要望が寄せられた者が前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 項第 1 号二及びホの要件に該当する場合には、当該者を適格寄附金受領者として定めることといたしました。
---	--